○東北地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山形市飯田西四丁目四四一番五から同市桜田東二丁目一三番二九まで	前	一一・〇〇～三〇・八〇メートル
	後	一四・九六～三八・一六メートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年一月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百一号	五所川原市大字太刀打字柳川からつがる市柏稲盛岡本まで	改築	平成二十四年一月三十日

○東北地方整備局告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年一月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百一号	つがる市木造越水屏風山から青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸まで	改築	平成二十四年一月三十日

○関東地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百四十二号東京都市計画都市高速鉄道事業京成電鉄押上線

三　事業施行期間　自平成十二年十一月十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百四十五号東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線

三　事業施行期間　自平成十二年十一月十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百四十三号東京都市計画道路事業都市高速鉄道京成電鉄押上線付属街路第一号線

三　事業施行期間　自平成十二年十一月十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百四十四号東京都市計画道路事業都市高速鉄道京成電鉄押上線付属街路第二号線

三　事業施行期間　自平成十二年十一月十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第百四十四号調布都市計画都市高速鉄道事業第十号線本線及び第十号線分岐線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし